別記第１　各学部・研究科の教育課程に係る点検・評価項目及び分析における観点

|  |  |
| --- | --- |
|  | 評価 |
| １．学位授与方針が，大学等の目的を踏まえ，具体的かつ明確に定められていること。・学生が教育課程の修了時点で獲得することが期待される能力の具体的内容及びその程度が示されているか。・学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズに配慮していることが分かるよう示されているか。・学生の学習の目標となり，教育課程の編成・実施方針の策定を制約する内容となっているか。 |  |
| ２．教育課程方針において，学生や授業科目を担当する教員が解り易いよう，①から③の方針が具体的かつ明確に示していること。①教育課程の編成の方針②教育課程における教育・学習方法に関する方針③学習成果の評価の方針 |  |
| ３．教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること。・教育課程の編成及び実施の内容が，学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有しているか。・信頼できる第三者の評価を受けている場合は，当該第三者評価における該当する事項及びその評価結果を確認する。 |  |
| ４．教育課程の編成が，体系性を有していること。・教育課程の体系性のエビデンスとなる資料（カリキュラムマップ，コースツリー，履修モデル，ナンバリング等）を作成し，学生等に示しているか。 |  |
| ５．授業科目の内容が，授与する学位に相応しい水準となっていること。・「一単位の授業科目を４５時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とする」とする大学設置基準の規定を踏まえ，科目の内容が設定されているか。・以下のいずれかの場合は，授業科目の内容が相応しい水準になっているものと判断する。①信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合②日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合③シラバスを検証することによって，４５時間の学習時間が必要であることを確認できる場合④自己点検・評価において水準に関する検証を大学の目的に則したその他の方法によって実施している場合 |  |
| ６．他の大学又は大学以外の教育施設等における学習，入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合，認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること。 |  |
| ７．大学院課程（専門職学位課程を除く）において，学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等にかかる指導に関し，指導教員を明確に定める等の指導体制を整備し，計画を策定した上で指導すること。 |  |
| ８．１年間の授業を行う期間が原則として３５週にわたるものとなっていること。 |  |
| ９．各科目の授業期間が１０週又は１５週にわたるものとなっていること。１０週又は１５週と異なる授業期間を設定する場合は，教育上の必要があり，１０週又は１５週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること。 |  |
| １０．シラバスに授業名，担当教員名，授業の目的，到達目標，授業形態，各回の授業内容，成績評価方法，成績評価基準，準備学習等についての具体的な指示，教科書・参考文献，履修条件等が記載され，学生に対して明示されていること。 |  |
| １１．教育課程上主要と認める授業科目は，原則として基幹教員が担当していること。・教育課程上主要と認める授業科目の定義を確認する。・教育課程上主要と認める授業科目への基幹教員の配置状況（該当する授業科目数，そのうち基幹教員が担当する科目数）を確認する。ただし，大学院においては，教育課程上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数，そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数，専任の講師が担当する科目数）を確認する。 |  |
| １２．専門職大学院においては，履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること。 |  |
| １３．大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第１４条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合には，法令に則した実施方法となっていること。 |  |
| １４．教職大学院について，連携協力校を確保していること。 |  |
| １５．夜間において授業を実施している課程を置いている場合には，配慮を行っていること。 |  |
| １６．履修指導の体制を組織として整備し，指導，助言が行われていること。・ガイダンス，担任制，学習成果の状況の組織的把握と対応，学習計画の指導，能力別クラス分け，基礎学力不足の学生に対する指導，助言が行われているか。・通信教育を行う課程を置いている場合は，そのための履修指導の体制を組織として整備し，指導，助言が行われているか。・授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映，他学部の授業科目の履修，編入学や秋期入学への配慮，修士（博士前期）課程教育との連携，国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施，ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は，その状況について確認する。 |  |
| １７．学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し，助言，支援が行われていること。・オフィスアワーの設定，ネットワークを活用した学習相談，大学固有の事情等に応じて，学習相談，助言等の学習支援が行われているか。・通信教育を行う課程を置いている場合は，学習相談の体制を整備し，学習相談，助言等の学習支援が行われているか。 |  |
| １８．社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること。・インターンシップ等の実施状況を確認する。・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。 |  |
| １９．障害のある学生，留学生，その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること。・履修上特別な支援を要する学生への学習支援については，あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で，大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。・特に障害のある学生については，関係法令の趣旨を考慮して確認する。・その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも，大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況が整っているか。 |  |
| ２０．成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって，組織として策定していること。・「評語（Ａ，Ｂ，Ｃ等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準」を定めているとは，単に評語（の種類）を定めているだけ，または，評語を適用する「素点」の範囲を定めているだけでなく，学位授与の方針と一貫性をもって策定された教育課程の編成・実施方針に基づいて開設されている科目を履修することによる到達目標に則して，評語の適用の基準を示しているか。・「組織として定めた」とは，個別の科目の成績評価，単位認定は授業担当教員の責任において実施されることを前提として，適用された評語によって，学生がどの程度の学習成果を上げているかを他大学，社会が理解できるように明確にしているかということである。 |  |
| ２１．成績評価基準を学生に周知していること。・学生に対して，刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っているか。 |  |
| ２２．成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて，組織的に確認していること。・成績評価の分布の点検を組織的に実施していることの資料としては，成績分布表についてのガイドライン（Ａをクラスの30％程度とする等）の策定や成績評価の妥当性の事後チェック（偏りの点検），答案の返却，模範解答あるいは採点基準の提示等を定めた規定及びその実施状況を確認する。・ＧＰＡ制度を実施している場合は，その目的と実施状況について定めてある規定及び実施状況を確認する。・個人指導等が中心となる科目の場合（例えば，芸術の実技科目）は，成績評価の客観性を担保するための措置を定めた規定があるか。・修得する単位の実質を学生が修得していることを担保する等の目的のために，４５時間の学習時間の確保の実態に関する調査を実施している場合には，その調査結果を資料として確認する。 |  |
| ２３．成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること。・成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと，受付後の対応の手順，様式等を定める規定，成績評価の根拠となる資料（答案，レポート，出席記録等）を保存することを定める規定があるか。 |  |
| ２４．大学等の目的及び学位授与方針に則して，卒業又は修了の要件（以下，「卒業修了要件」という）を組織的に策定していること。・大学が定める卒業又は修了に必要な単位及び修業年限を定める規定があるか。 |  |
| ２５．大学院課程において，学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下，「学位論文評価基準」という）を組織として策定していること。・学位論文及び特定課題研究の成果を評価する基準を定めている規定があるか。・審査に係る手続きを定める規定があるか。 |  |
| ２６．策定した卒業修了要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること。・卒業修了要件を，学生に対して，刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っているか。 |  |
| ２７．卒業又は修了の認定を，卒業修了要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること。・学士課程については，卒業要件を適用する手順のとおりに実施，また，修了の判定について，修了要件を適用する手順のとおりに実施されているか。・大学院課程については，学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して，手順どおりに実施されているか。・博士前期課程においては，修士論文（課題研究）の審査に代えて，博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は，それが手順どおりに実施されているか。 |  |
| ２８．標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率，資格取得等の状況が，大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること。・基本組織ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）を算出する。・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。・大学院課程においては，研究活動の実績の状況が，大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであるか。 |  |
| ２９．就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が，大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること。 |  |
| ３０．卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により，大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること。・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査，学習ポートフォリオの分析調査等，意見聴取の結果等を確認する。 |  |
| ３１．卒業（修了）後一定期間の修業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により，大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること。 |  |
| ３２．就職先等からの意見聴取の結果により，大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること。 |  |

|  |
| --- |
| 上記の評価項目について，自己点検を行い，自己評価（２段階評価）を行う。 　〇評価　Ａ：該当項目を満たしている。Ｂ：該当項目を満たしていない。（改善が必要） |

|  |
| --- |
| 【報告事項】※対象年度における取組状況（課題の改善状況及び特筆した成果等の状況を含む）又は現在の状況について，総括したうえ簡潔に記載。 |
|  |

|  |
| --- |
| 【改善点とその改善方策】※自己点検の結果，評価Ｂの項目があった場合はその内容（どの項目か分かるように記載）と改善の方策を記載。 |
|  |